■融資制度のご案内

1　セーフティネット貸付（経営環境変化資金）

社会的、経済的環境変化により、一時的に売上や利益が減少する等業況が悪化している方

貸付限度額	資金使途	償還期間	据置期間	貸付利率
4,800万円	設備・運転	設備15年以内 運転８年以内	3年以内	※1.55～3.20％（年） 平成24.4.11現在

※貸付利率　一定の要件に該当する場合、最大0.5％引下げ

2　設備資金貸付利率特例制度

政府の経済対策により、設備投資の促進を図るため、設備資金における各種融資制度の利率から、当初2年間について0.5％引下げ

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫　国民生活事業
秋田支店　秋田市中通五丁目１-51　北都ビルディング1Ｆ　☎018-832-5641
大館支店　大館市御成町二丁目3-38　☎0186-42-3407

3　中小企業組織融資制度

中小企業団体中央会に加入している中小企業組合（中小企業団体の組織に関する法律または商店街振興組合法に基づいて組織されたもの）及びその組合員は、中小企業のための融資制度をご利用いただけます。（※据置期間・担保・保証人は商工組合中央金庫の定めによります。）

（1）　近代化・合理化・経営の改善に要するための資金
（2）　秋田港のコンテナ航路を利用し、輸入代金の決済を信用状（Ｌ/Ｃ）方式で行うためのＬ/Ｃの開設及び決済に要するための資金

貸付限度額	資金使途	償還期間	据置期間	貸付利率	保証料
組合員　2千万円 組　合　5億円	設備・運転	設備10年以内 運転７年以内	―	商工中金利率の 0.5％減	―

【お問い合わせ先】 本会総務企画課　☎018-863-8701

組合相談コーナー　総会後の事務処理について

Q　当組合は通常総会で任期満了により役員改選を行いました。総会終了後の事務手続きは、行政庁に決算関係書類を提出するだけで良いのでしょうか。

A　通常総会で役員改選を行った場合は、総会終了後に決算関係書類と併せて**役員変更届出書**の提出と**代表理事の変更登記**が必要になります。なお、理事長が重任の場合も、役員変更届出書を提出し、代表理事の変更登記を行って下さい。

ここで、総会終了後に必要な事務手続きについて確認してみましょう。
次の説明が正しければ〇を、誤っている場合は×を付けて下さい。

1　組合は毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、所管行政庁に決算関係書類等を提出しなければならない。
2　組合は代表権の有無に関わらず理事全員を登記しなければならない。
3　役員改選で、新理事に前理事長が含まれなかった場合、理事会議事録には新理事全員の実印で押印が必要である。
4　組合役員の氏名に変更があった場合のみ、行政庁への届出義務がある。

※回答は10ページに掲載しています。